

## 埼玉県中体連剣道専門部 県大会 審判について（感染症に関する）

埼玉県中体連剣道専門部 審判部

※ 「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」より引用

大会ガイドラインは全剣連主催の大会に適用するものですが、各都道府県剣連においても、大会を実施する場合、この大会ガイドラインを参考に、地域及び各剣連の特性に合わせたガイドラインを作成し、安全な大会実施にあたるようにしてください。なお、本ガイドラインと試合審判規則等とが抵触する場合、当面は本ガイドラインの規定を優先します。

○以下の事項に該当する関係者は、参加を見合わせる。

(ア) 基礎疾患のある者

- ・基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう。
- ・これらの者が理由あって出場（参加）する場合は、主治医の承認を得るものとする

(イ) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には37.5度以上ある者をいう）

(ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者

(エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

(オ) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

○【暫定的な試合・審判の方法】

1. 新型コロナウイルス感染症が終息するまでは暫定的な試合・審判法を感染状況等踏まえながら大会実施要項に定める。
2. 試合時間の短縮、延長戦は区切って行い休憩を取り入れる等、マスク着用による熱中症対策を積極的に取り入れる。
3. 全剣連ガイドラインに従い、試合者は、鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発声は認める）。審判員は鏝競り合いを解消しない場合は、ただちに「分かれ」を宣告する。
4. 審判員の試合場への入退場の際は、1メートル以上の間隔を空けて行い、副審は試合開始線の外側を通り定位置まで進む。（別添1）
5. 合議は1メートル以上の間隔を空けて行う。（別添2）
6. 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は、1メートル以上の間隔を空ける。
7. 審判員は、試合時マスクを着用する。また、各自の審判旗を持参して使用する。各試合場の審判員控席にアルコール除菌液を設置し、手指消毒を行う。

## ○埼玉県中体連剣道専門部審判部 県大会での審判関係について

・審判員のマスクについて、試合時は紙マスクを着用する。（試合場等に準備する。）

・健康観察について

→当日は、入口の非接触型体温計で体温を測定。（37.5度以上の場合、入館は認められない。）審判員のみ先生においても大会2週間前から検温をしてもらい、当日大会本部へ提出。（学校で使用している健康観察表のコピーでも可。）

・審判員の先生の派遣においては、例年通り各地区で選出をお願い致します。ただし、予選地区で大会を行わなかった予選母体は、任意での参加をお願い致します。（必ず確認をして、提出をお願い致します。）

・試合の流れ

試合3分→延長3分で一区切りとする。その際、主審が水分補給等必要の有無を確認する。

→両者必要のない場合は、そのまま続行する。

→どちらかでも必要がある場合は、立ち納めで納刀し、場外へ出る。審判員も一度場外へ退場する。準備でき次第再開する。

※その後は3分ずつ区切って延長を行う。その都度確認は、行っていく。

\*鏝競り合いについて

1枚目の【暫定的な試合・審判の方法】に記載があるよう、鏝競り合いは行わないことが望ましいと考えられる。「分かれ」については、「解消できない場合にはただちに宣告する」とあるように、できるだけ早く宣告する。目安として、鏝競り合い開始から約2秒（1・2程度）で「分かれ」を宣告し、両者分ける。また、鏝競り合いから、どちらかが別れるしぐさをしたら「分かれ」をかける（これにより、別れ際の技や追っての技がなくなるため、どちらも平等にできるため）。また、鏝競り合いからの発声は打突時のみとする。

※「中間間」は違うので、扱いは気を付ける。

## ○選手について

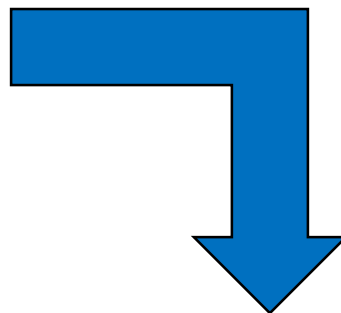
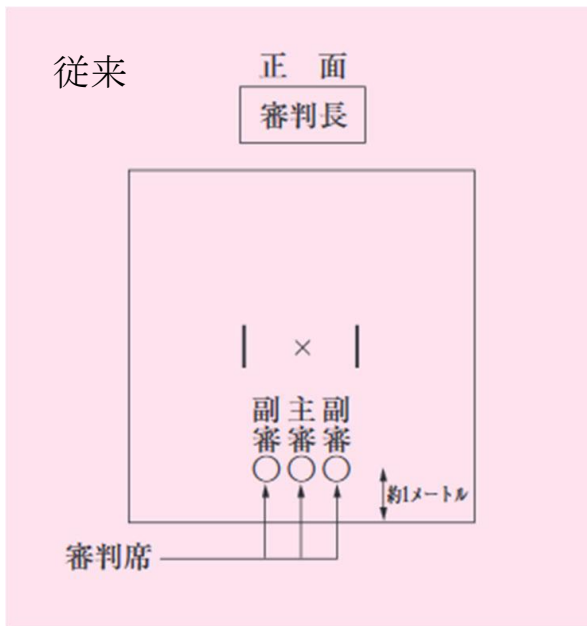
・試合者はマスクとマウスガードを必ず着用すること。（埼玉県中体連剣道専門部申し合わせ事項）

・監督・選手の声援の禁止の徹底をお願い致します。

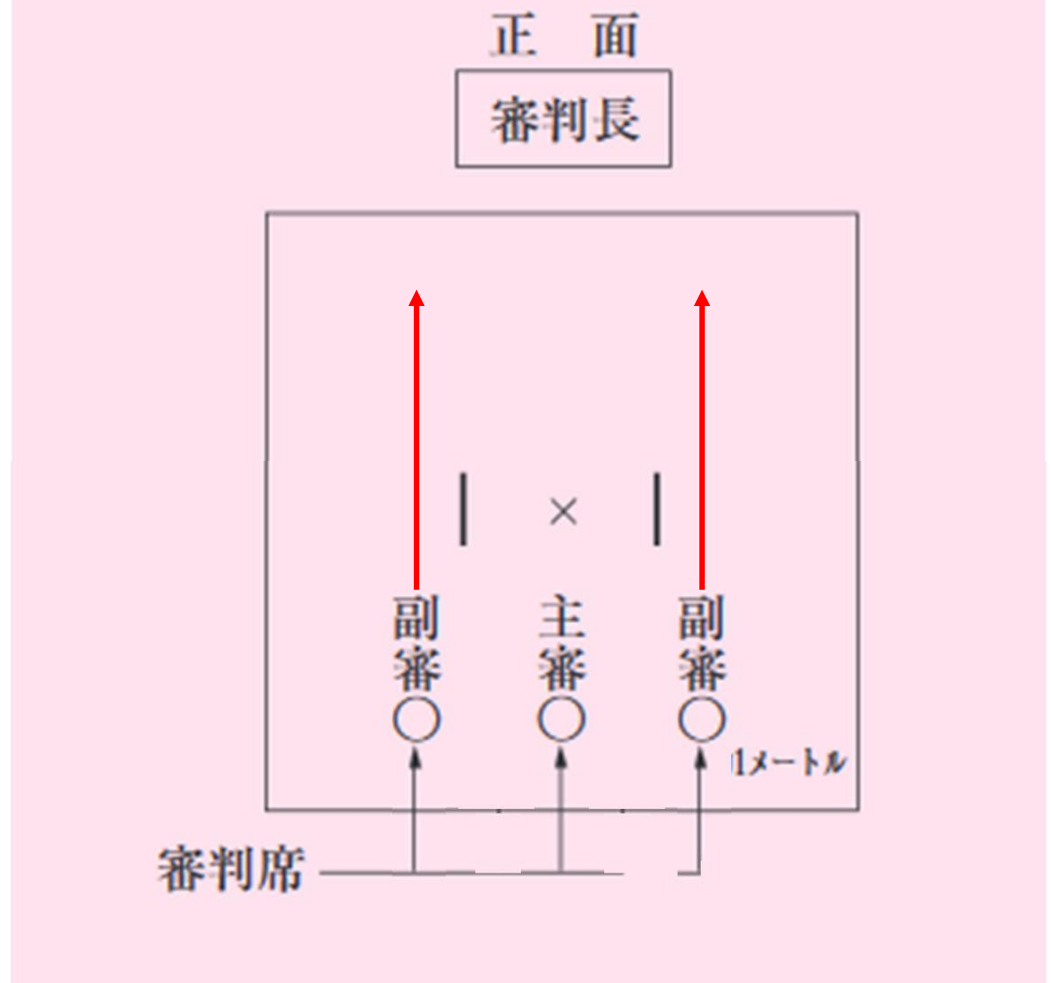
その他の事項においては、(財)全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則、剣道試合・審判細則」及び「(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項」・「埼玉県県大会、監督・審判打合せ事項」・「埼玉県中体連剣道専門部申し合わせ事項」に準じて行うものとする。

# 【別添1】

剣道試合・審判運営要領p14 審判員の移動・交替要領  
第1図 審判員の入場および整列



ガイドラインにのっとった形

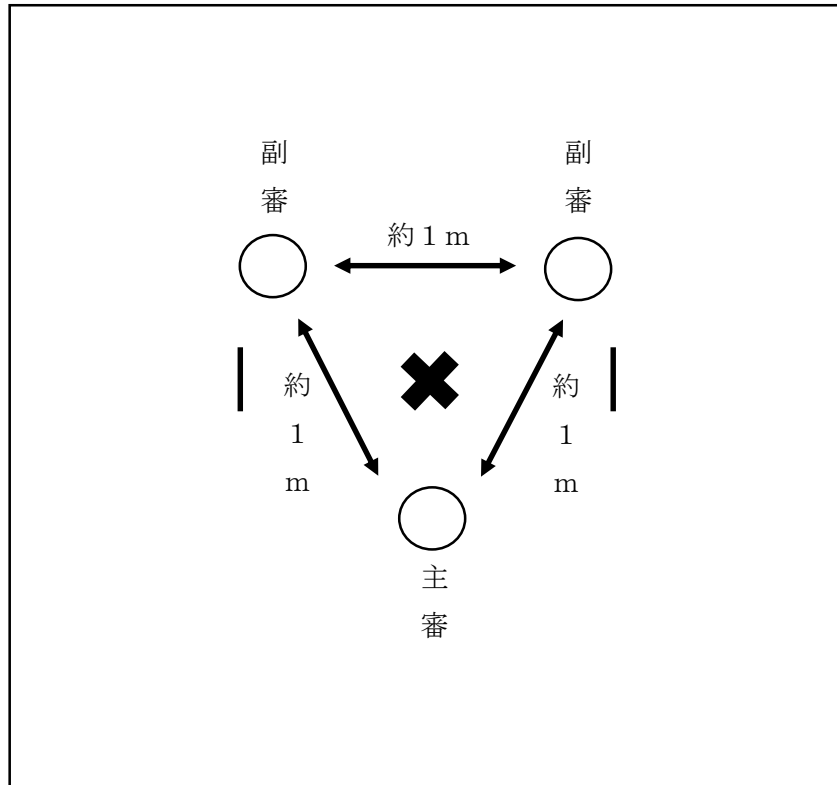


【別添 2】

審判員合議時の位置

正面

審判長



# 埼玉県県大会、監督・審判打ち合わせ事項

※本大会は、(財)全日本剣道連盟「剣道試合・審判規則、剣道試合・審判細則」及び「(公財)日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項」・「埼玉県県大会、監督・審判打ち合わせ事項」・「埼玉県中体連剣道専門部申し合わせ事項」に準じて行う。

## 1. 試合規則に関すること

- (1) 団体戦は、3分3本勝負、勝敗の決しない時は引き分けとする。
- (2) ~~個人戦は、3分3本勝負、勝敗の決しない時は、時間を区切らず、勝敗の決するまで延長戦を行う。~~  
※今回は、感染症対策の試合時間に準ずる。
- (3) 団体戦で、同勝者数、同本数になった場合は、任意の選手による代表者戦行う。  
3分1本勝負。勝敗の決しない時は、延長戦を行う。延長戦は時間を区切らず勝敗の決するまで行う。  
※今回は、感染症対策の試合時間に準ずる。
- (4) 学校総合体育大会では、団体戦の準々決勝からは、各試合3分で勝敗の決しない場合に1回のみ2分の延長戦を行う。延長戦でも勝敗が決しない場合は、引き分けとする。なお、団体戦の勝敗が決した後の試合の延長戦は行わない。
- (5) 開始線は、中心より140cmの位置とする。
- (6) 「反則」は、規則に準じ厳格に取る。特に「公正を害する行為」「鏢迫り合い」「故意の時間の空費」等は、しっかりと見極める。
- (7) 「場外反則」については、厳格にとる。(ただし、1打突、1体当たりを原則とし、相手を不当に押し出した場合については、しっかりと見極める。)
- (8) 「変形の構え」等の防御姿勢を取った場合は、合議の上1回目は「指導」、2回目以降は「公正を害する行為」として「反則」とする。
- (9) 「突き」及び「片手打ち」は有効としない。特に故意に仕掛けるような「突き」は、「公正を害する行為」として反則とする。
- (10) 上段は執らせない。(隻腕についてはその都度協議する。)
- (11) 「場外」「竹刀を落とす」以外の「反則」については、「合議」の上、「宣告」する。なお、「反則」を取る場合については、「反則」の内容を選手に説明した後、「宣告」を行う。
- (12) 竹刀の検定を実施する。
  - ・竹刀は、男女とも長さ114cm(約3尺7寸)以内。重さは男子440g以上・女子400g以上とする。
  - ・先革の太さは、男子25mm以上、女子24mm以上とする。長さは50mm以上とする。
  - ・鏢は皮革または化学製品のものとする。その大きさは直径9cm以下のものとし竹刀に固定する。色は茶色、または白とする。リバーシブル鏢については、茶色面を上に向けて使用することで、使用を認める。これら以外のものを使用した場合には、その場で指導し、替えさせる。弦の色の規定はありません。

### <新掲載事項>

- ・竹刀の構造は四つ割りのものとし、中に異物(先革内部の芯、柄頭のちぎり以外のもの)を入れてはならない。ピース(四つ割りの竹)の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたものを使用してはならない。各部の名称は第2図(審3ページ)のとおりとする。
  - ・竹刀の基準は、表1(審3ページ)のとおりとする。ただし、長さは付属品を含む全長であり、重さはつば(鏢)を含まない。太さは先革先端部最小直径(対辺直径)およびちくとう部直径(竹刀先端より8.0センチメートルのちくとう対角最小直径)とする。また、竹刀は先端部をちくとうの最も細い部分とし、先端から物打に向かってちくとうが太くなるものとする。
- (13) 検定に合格した竹刀には、検量確認のテープを貼る。
  - (14) 「不正な竹刀」を使用した場合、発覚した時点でその選手を失格(負け、相手に2本与える。既得権は無効。)とする。以後、その大会での出場はできない。「不正な竹刀」とは「検定で合格していない竹刀」、「ビニールやセロテープを巻いた竹刀」、「異物を挿入した竹刀」(異物とは先革のゴム、柄頭のチギリ鉄片一以外のすべてをいう。)※カーボン竹刀の使用は可。
  - (15) 検定は、団体戦、個人戦別々に行う。ただし、団体戦で合格した竹刀は、個人戦では簡易検量とする。

## 2. 試合運営に関すること

- (1) 審判員の服装は、紺色のブレザー、白のワイシャツ（カッターシャツも可、ボタンダウンは不可）、無地でグレーのスラックス（女子はグレーのスカートも可）、エンジのネクタイ、紺色の靴下とする。  
（ブレザーの着用については、審判長の指示とする。）また、ネクタイピンは見えないに付ける。  
監督・外部指導者の服装もこれに準ずる。
- (2) 選手・監督・競技役員（補助生徒も含む）以外は、試合場には入らない。  
部活動指導員は、監督として試合場に入ることができる。外部指導者は、監督として試合場に入ることはできない。※外部指導者席は各試合場に設けてあります。
- (3) 試合場への選手の入場の際、選手席後ろに整列し、監督の指示で正面に礼をし、畳に着座する。  
退場の際も同様。選手は竹刀を、手に持って入退場する。
- (4) 団体戦で相互に礼をする時、開始時は先鋒・次鋒、終了時は大将のみ面、小手を着け、竹刀を持って横一列に並ぶ。先鋒が審判側に、中堅が中心点の位置に並ぶ。
- (5) 団体戦の礼の「開始」「終了」は1試合ごとに行う。
- (6) 試合の際、監督が着席したことを確認してから試合を開始する。
  - ・団体戦は、全試合。
  - ・個人戦は準々決勝（ベスト8）以上※団体戦で男女、個人戦で同一校から複数選手が同時に試合の場合は、同地区の副委員長、予選母体の専門委員長、同地区で監督が依頼した顧問に、監督を代行してもらうことができる。
- (7) 正面への礼は第一試合の開始時、及び決勝戦の開始、終了時のみとする。選手は相互の礼だけとし、審判員や試合終了後の個人的座礼などは行わない。
- (8) 試合者は、審判員が移動し、所定の位置に着くまで、試合場に入ってはいけない。
- (9) 団体戦では、先鋒戦及び最後の試合者の対戦の場合、監督、選手ともに正座する。  
個人戦においての監督も同じとする。
- (10) 選手・監督の試合場での位置は畳の上とする。
- (11) 選手交代の際の余計な所作（胸突き、タッチ等）は禁止する。
- (12) 選手・監督のサイン・声援は禁止する。（違反の場合は、審判主任が指導する。）
- (13) 選手変更の場合は、「選手変更届」を各試合場の試合場主任に試合前に提出する。
- (14) 男子の更衣については、観客席・応援席等で行う、女子の更衣については、指定された場所で行う。
- (15) 練習は指定された場所で行う。
- (16) 審判合議の時は、選手は立ったまま納刀し、試合場内で蹲踞か正座をして待つ。
- (17) 試合場への時計の持ち込みは禁止する。
- (18) 剣道具の着装は、面紐は結び目より40cm以内、小手紐はきちんと結ぶ。
- (19) サポーター等（足袋・テーピング（白・肌色）・コルセット等）の使用については、医療上必要と認める場合に限り使用を認める。相手に危害を加えたり、公正さに欠けるものは使用しない。使用の際の「届け」は不要とする。
- (20) 目印については、幅5cm、長さ70cm以内のものを各校または個人で用意する。
- (21) 選手の布製の名札（垂れ名札）は、規定のものを着用する。着用していないものは出場を認めない。
- (22) 面について  
面金を黒塗りにした面など、通常の配色でない面の使用を禁止する。ポリカーボネート面の使用は認める。アイガードも可。

(日本中体連申し合わせ事項による)

(24) 選手が5人揃わない場合は、次のように登録する。

① 3人の場合は、先鋒・中堅・大将

② 4人の場合は、先鋒・中堅・副将・大将

(25) 第一試合は、先鋒が9歩の間合いに立ち、全試合場が揃ったところで、審判長の合図(太鼓等)で礼をし、開始する。

(26) 準決勝は4試合場で、アナウンスによって同時に開始する。

(27) 決勝戦は、団体戦は2試合場(男女同時)、個人戦は1試合場で行う。

(28) 掲示の仕方について。

## 掲示要領

### 1. 掲示項目および掲示内容

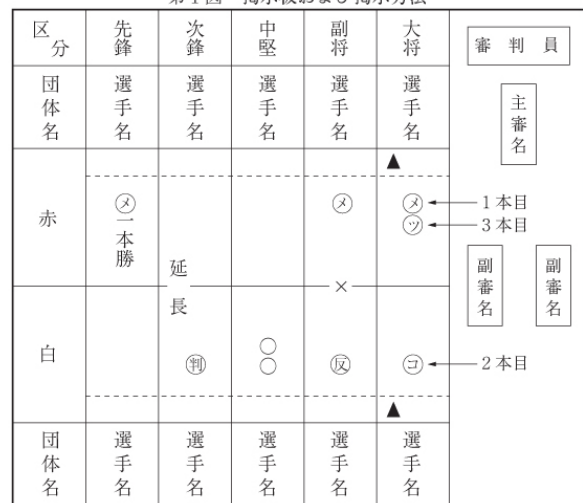
主審の宣告により、下記の表示物を正確に掲示板に表示し、審判員・試合者ならびに観衆に試合経過が分かるようにする。

項目	表示物	掲示内容
有効打突	㊄ ㊅ ㊆ ㊇	㊄=面 ㊅=小手 ㊆=胴 ㊇=突き 有効打突の掲示の順序は右記第1図の大將戦のように掲示する。
反則	▲	反則の場合は枠の上下両端の左側に「▲」(赤色)を掲示する。
反則2回	㊈	反則2回で反則「▲」を取り除き、「㊈」を相手側に掲示する。
相殺		相殺の場合は相殺前の反則「▲」の掲示は残す。ただし記録用紙に相殺前の欄を設け、回数を記録する。
判定勝ち	㊉	判定勝ちの場合は「㊉」を掲示する。
抽選勝ち	㊊	抽選勝ちの場合は「㊊」を掲示する。
一本勝ち	一本勝	一方が1本取得し、試合時間が終了した場合は「1本勝」を掲示する。
延長	延長	延長戦の場合は枠の中心線の左側に「延長」を掲示する。
引き分け	×	引き分けの場合は枠の中心線の中央に「×」を掲示する。
不戦勝ち 棄権 試合不能	「○」	不戦勝ち・棄権・試合不能および不当行為などで勝敗が決した場合は、勝者側に「○」、延長戦の場合は「○」を掲示する。

### 2. 掲示方法

(1) 団体試合での審判員名および団体名・選手編成ならびに表示物を掲示板に掲示する方法は第1図のとおりとする。

第1図 掲示板および掲示方法



(2) 個人試合での掲示方法は、その大会で定められた方法で掲示する。

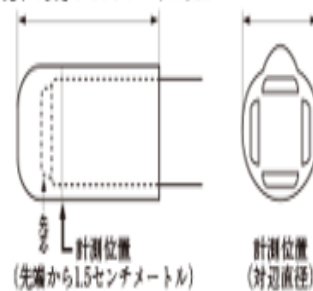
## <新掲載事項>

表1 竹刀の基準(一刀の場合)

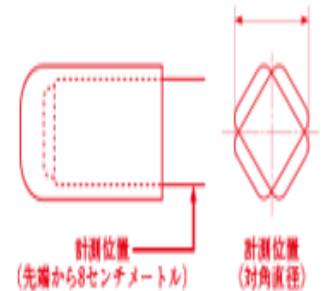
	対象	中学生			
		中学生	高校生 (相当年齢の者も含む)	大学生・一般	
長さ	男女共通	114センチメートル以下	117センチメートル以下	120センチメートル以下	
重さ	男性	440グラム以上	480グラム以上	510グラム以上	
	女性	400グラム以上	420グラム以上	440グラム以上	
太さ	男性	先端部最小直径	25ミリメートル以上	26ミリメートル以上	26ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	20ミリメートル以上	21ミリメートル以上	21ミリメートル以上
	女性	先端部最小直径	24ミリメートル以上	25ミリメートル以上	25ミリメートル以上
		ちくとう最小直径	19ミリメートル以上	20ミリメートル以上	20ミリメートル以上

### <竹刀の先鋒長、先端部最小直径値の計測方法>

先鋒の長さ5センチメートル以上



### <ちくとうの最小直径値の計測方法>



# 令和2年度（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部申し合わせ事項

申し合わせ事項は「剣道試合・審判規則第1条」に基づくものであり、規定外の事態は一般社会の常識で判断するものである。

## 【剣道試合・審判規則に関わる事項】

- 1 サポーター等（足袋、テーピング、コルセットを含む）の使用
  - (1) 医療上必要と認められた場合に限り使用を認める。使用する場合は届け出た上で、使用する。（成長過程における現状を把握するため）
  - (2) サポーターなどは、肘、膝などにつける物を足につけたり、ゴムや革及び滑り止めを底に張った物等の使用は禁止する。（相手に危害・公正さの観点から）
  - (3) 指先単独でのテーピングは届け出は不要とする。
  - (4) 届け出と違う物を使用した場合は、替えさせる。
- 2 面
  - (1) 面金を黒塗りにした面など、通常の配色でない面の使用を禁止する。ただし、日常の稽古や練習試合での使用については特に制限を設けない。
- 3 竹刀
  - (1) 平成10年11月10日付 全剣連指導指針「竹刀の先革先端最小直径値計測方法」による。
  - (2) 平成31年4月1日改正、全剣連剣道試合・審判運営要領「ちくとうの最小直径値の計測方法」による。
  - (3) 不正竹刀を使用した場合は、試合規則第19条1、2、3を適用する。ただし、予選リーグにおいては補員の起用は認めない。決勝トーナメント戦においては、次の試合から補員の起用を認める。
  - (4) 不正竹刀とは、「ビニールやセロテープを巻いた物」「異物(先革の芯、柄頭のチギリ以外の物)を混入した物」「検印のない物」を指す。
- 4 公正を害する行為
  - (1) 変形な構え等の防御態勢をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。
- 5 突き技
  - (1) 禁止として反則とすることもある。（技としては反則とする）
- 6 上段
  - (1) 上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。
- 7 二刀
  - (1) 使用させない。
- 8 片手打ち
  - (1) 有効打突としない。
- 9 試合開始
  - (1) 主審の「始め」の宣告で完全に立ち上がって開始させる。（不適切な場合は、指導する）
- 10 主審の宣告
  - (1) 反則の宣告が簡略化されたが、（公財）日本中体連剣道競技部では「第3章第37条」～特に宣告に際し必要を認めた場合は、その理由を述べる～を教育的配慮として適用する。

## 【試合運営に関わる事項】

- 1 試合者要領
  - (1) 団体戦では、先鋒戦及び最後の試合者の対戦の場合、監督、選手ともに正座する。個人戦における監督も同じとする。
- 2 華美への配慮
  - (1) 校名・校章等の刺繍（剣道着・袴）は、大きさ、色を含めて華美にならないように配慮する。
  - (2) 面乳革は、大きさ、色、模様を含めて華美にならないように配慮し、色は黒色または紺色とする。
  - (3) 柄革は、滑り止め（ゴム等）や模様等のない無地のもので、白色とする。  
※ただし、日常の稽古や練習試合での使用については、その限りではない。  
※柄革の上端（折り返し部分）の色・模様については、特に制限を設けない。  
※滑り止め（ゴム等）のついた柄革の使用は禁止する。



## 申し合わせ事項解説

### 「4 公正を害する行為」について

- ・ 「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」、2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。

#### 変形な構えについての共通理解事項 (平成24年度作成)

##### (1) 「変形な構え」とは

- ・ 左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形をいう。

##### (2) 「指導・反則」とならない場合

- ・ 中段の構え等からの「応じ技」途中の姿勢
- ・ 鏝競り合いや体当たりでの「身体的圧力」及び「攻め」による一瞬の崩れ

##### (3) 見極めの留意事項

- ・ 「変形な構え」に近い形が認められても左拳の高さが目線に達していない場合が多いので、左拳の位置を確認の基準にする。また、剣先(けんせん)が下がっているかどうかをよく見極める。
- ・ 「変形な構え」で相手の打ちを待つ状態が確認された場合は、後から技が出て「応じ技」途中の姿勢とは判断しない。

#### 【指導・反則の宣告方法】

##### ◇ 主審が合議をかける (主審の専決事項)

##### (1) 「指導」をとる場合

主審は選手を開始線に戻し「指導」をとる選手に近づき、審判旗を右手に持ち左手拳を明確に頭上(目の位置より高く)に上げ、「変形な構え」が認められたため「指導」をとることを説明する。次に定位置に戻り審判旗を一方に持ち、宣告を行う側の選手に対し、指を揃え手の平を内側にして、指先で概ね選手の前垂を指すように腕を上げ、「指導」と発声し宣告を行う。

##### (2) 「反則」をとる場合

「指導」と同じ要領で「反則」をとることを説明する。次に主審は定位置に戻り、他の反則と同じ要領で、旗を斜め下方に上げ、「反則〇回」と宣告する。

##### (3) 確認事項

- ・ 1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」の上「反則」とする。

#### 【掲示板への記入方法】

**指** 赤色地に白抜き文字「指」を掲示する。

「公正を害する変形な構え」の指導は1回のみ。次からは反則となり、掲示板の**指**は残し、▲(反則)を新たに掲示していく。

## 【「変形な構え」を指導・反則事項とした理由】

生涯剣道のために大切な基礎基本を身につけなければならない中学生の時期に防御の効率のみを優先して、左拳を極端に身体の中心から外して防御に頼ることは、剣道の正しい修得を妨げるものである。剣道は一方を防御すれば一方に隙が生じ、打つときは打たれるときである。その緊張感と迷いを鍛錬と経験則による瞬時の判断で拭ききって勝負に出るところに醍醐味がある。

したがって、特に「突き技」を禁止している中学生の試合では、三カ所を同時に防御するという「変形な構え」は、左手が定まらないという見苦しさだけでなく、心の面でも剣道の良さを否定することにつながるものである。更には、いたずらに試合時間を引き延ばす結果にもなっている。

以上の理由により（公財）日本中学校体育連盟剣道競技部では「変形な構え」を指導・反則とした。

## 「6 上 段」について

- ・ 上段の構えはとらせない。隻腕についてはその都度協議する。

### 隻腕についての共通理解事項（平成23年度作成）

各都道府県で、隻腕の競技者が確認された際は、速やかに専門委員長がブロック長へ報告するとともに、「構えが公正を害する行為」とならないよう指導する。

○ 「構えが公正を害する行為」となるとは 片手上段で面を防御するとともに、竹刀の鍔元を所持して柄で小手を防御し、一方の腕（小手・袖等）で胴を防御するなど、三カ所を同時に防御することをいう。

#### ○ 指導する理由

- ・ 中学生には「突き技」を禁止している。
- ・ 中段の構えにおいても「面」「小手」「胴」を同時に防御する「変形な構え」をとった場合は「指導」「反則」の対象となる。
- ・ 公平性、平等性等を考慮し、下記の指導をする。

#### ○ 指導内容

- ・ 竹刀の柄頭を所持し構えるよう指導する。
- ・ 「鍔ぜり合い」及び「打つ直前」の鍔元所持は良い。

※ 上記の指導は大会直前では、競技者の身体的精神的負担が大きいため、極力早期に報告と指導を行い、監督や競技者が練習に生かせるよう配慮する。

## 令和2年度「重点指導事項」について（お願い）

令和元年度第49回全国中学校剣道大会の運営及び試合・審判についての反省と今まで引き継がれてきた課題から、次年度の岐阜大会に向けて「重点指導事項」を策定いたしました。

つきましては、下記の項目について、各都道府県の大会や強化会・講習会等での積極的な指導をお願いします。

### 記

#### 1 申し合わせ事項についての徹底

(1) 「申し合わせ事項」(別紙)についてのご理解とご協力、指導の徹底をお願いします。

用具・着全般(文字等を含む)について従来の伝統的な色や形を安易に変える傾向が若干見られますが、極力「申し合わせ事項」には加えず「指導」の形で対応します。規則に固執することなく「質実」という伝統文化の良さを積極的にご活用いただき、ご協力をお願いいたします。

#### 2 礼法について

(1) 蹲踞の「始め」と「終わり」を正確・丁寧に行う。

※ 「始め」抜きながら蹲踞する。

※ 「終わり」納刀した後、右手を右太股においてから立ち上がる。

◇ 詳しくは、剣道指導要領P44、45参照

(2) 団体の礼の前後や選手交替時における余計な所作は改める。

※ 円陣を組んでの発声やパフォーマンス・胴つき、握手など

◇ 全日本剣道連盟剣道試合・審判運営要領「その他の要領」5項参照

#### 3 その他

(1) 危険かつ見苦しい暴力的行為は、厳に慎むようご指導ください。

(2) 「安易に左拳を中心線から外す防御姿勢をとらせない」いわゆる「公正を害する変形な構え」について、今後も継続してご指導ください。

(3) 「鏝競り合いの解消途中」で時間空費が目的と思われる打ちを継続する場面が見受けられます。反則行為としてご指導ください。

(4) 面紐の長さは結び目から40センチメートル以下です。長いものが多く見受けられました。また、結び目の位置が上過ぎて試合途中で面が外れる場面がありました。危険防止として適切な位置で結ぶよう、今後も継続してご指導ください。

◇ 剣道試合・審判・運営要領の手引きP25参照

(5) 袴など華美なものが見受けられました。華美にならぬようご指導ください。また、学校代表として出場している大会においては、学校名、校章等の刺繍やワッペン以外、剣道着の袖につけたり、入れたりしなようにしてください。袴の裾には刺繍やワッペンをつけないでください。

(6) 試合者の名札は、生徒役員が判読しやすい字体にしてください。

(7) 試合者が、試合中に中止要請をする場合、「タイム」と発声するようご指導ください。

付記 本件についての問い合わせ先

(公財) 日本中学校体育連盟  
剣道競技部長 國原 宣昌  
福島県福島市立北信中学校内  
TEL 024(553)5049

令和2年 5月 1日

(公財) 日本中学校体育連盟  
剣道競技部 各ブロック長 様  
各都道府県剣道競技委員長 (部長) 様  
各中学校剣道部顧問 様

(公財) 日本中学校体育連盟  
剣道競技部長 國原 宜昌  
(公印省略)

## 令和2年度「重点指導事項」及び抽選方法について

新緑の候、貴職におかれましては、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろ、本連盟剣道競技部の推進のために多大な御協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、すでに令和元年10月1日付け、平31日中体第241-1号、241-2号にて、令和2年度「申し合わせ事項」「重点指導事項」等について送付しております。つきましては、改めて下記の事項について、全国の各中学校剣道部において、適切な指導が実施できますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 重点指導事項について

- (1) 「安易に左拳を中心線から外す防御姿勢をとらせない」いわゆる「公正を害する変形な構え」について、今後も継続して御指導ください。
- (2) 「鏝競り合いの解消途中」で時間空費が目的と思われる打ちを継続する場面が見受けられます。反則行為として御指導ください。
- (3) 危険かつ見苦しい暴力的行為は、厳に慎むよう御指導ください。

※ 上記については、厳しく反則を取りますので、くれぐれも事前に生徒への御指導をよろしくお願いいたします。

#### 2 抽選方法について

平成27年度から、全国中学校剣道大会ではパソコンによる組み合わせ抽選を行っています。リーグ戦を勝ち上がった学校については、会場で当日抽選を行います。

# 埼玉県中体連剣道専門部 申し合わせ事項

- ◎ 個人戦・団体戦の代表者戦は、延長の勝敗の決するまで無制限で行う。ただし、熱中症対策のため、試合開始から15分（延長開始からではない）を目安に、水分補給の時間を確保する。
- ◎ オーダーミスによる措置について
- ① 試合開始前に発覚した場合は、正規のオーダーに改めさせ、特に罰則は与えない。
- ※ 試合開始とは、主審が「はじめ」の宣告をした時とする。
- ② 試合中に発覚した場合は、次のような措置をする。
- 表示が異なる選手が試合を行った場合は、該当する選手のポジションは、既得本数を認めず、相手に二本を与えて、負けとする。
- ※ 自らがまだ試合をしておらず、本来のポジションの試合が行われていなければ、本来のポジションで試合を行うことができる。
- 例Ⅰ．次鋒戦の最中に先鋒と中堅のオーダーミスに気がついた。
  - ・先鋒、中堅ともに既得本数を認めず、相手に二本を与えて、負けとする。
- 例Ⅱ．次鋒戦の最中に先鋒と次鋒と副将のオーダーミスに気がついた。
  - ・先鋒・次鋒すべて、既得本数を認めず、相手に二本を与えて負けとする。
  - ・副将は正しいオーダーに変えて試合ができる。（先鋒・次鋒戦で出ていない場合）
- ③ 試合後に発覚した場合は、次のように措置する。
- ・試合後とは、団体戦では団体の礼、個人戦は、個人の礼を終了時とする。措置は②のとおりとする。
- ・ミスのあった選手は、当該試合以後（勝ち上がった場合）の出場を認める。（教育的配慮）

◎ 個人戦における、竹刀検量を通じた竹刀について

個人戦における竹刀検量を通じた竹刀については、2枚（男子：青と白、女子：赤と白）のシールがついている。審判を行う際、両方の色のシールが貼ってあるかを確認する。何もシールが貼られていない竹刀は不正竹刀とみなす。

団体戦に出場し、検量を通じた、そのまま個人戦に出場した場合、1枚（男子：青、女子：赤）しかシールが貼られていない場面が想定される。1枚しかシールを貼っていない竹刀を使用した場合は教育的配慮として、下記の通り対応する。（不正竹刀とはみなさず、失格とはしない）

① 試合開始前にわかった場合

ただちに竹刀を交換する。また、検量所で確認を受け、シールを貼ってもらう。

② 試合開始後にわかった場合

検量を受け、シールが2枚貼られている竹刀があれば、交換をする。ない場合、その試合に関しては、主審が目視で確認し、安全が確認できれば試合を続行する。（不正竹刀とみなさない）

試合終了後、ただちに試合場主任に確認をしてもらい、安全が確認されたらシールを貼ってもらう。

※不正竹刀の内容については、「埼玉県県大会、監督・審判打ち合わせ事項」の1. 試合規則に関すること（14）を参照。

◎ 試合での面紐・胴紐に関して

面紐・胴紐に関しては関東大会等で定められている規定に準ずる

\*令和元年度第44回関東中学校剣道大会参照

・特別規定 面紐・胴紐は紺色系か白色のみの使用を認める。と定められている。

<今年度継続事項>

○膝立ちで蹲踞する生徒の対応について

→蹲踞後、一度両者を立たせた状態から「はじめ」の合図で試合を開始する。

○両者の検定シールを見極め、（約3秒程度、間をあけて）その後、「はじめ」の合図で試合を開始する。

**（感染症対策による追加事項）**

◎感染症対策の観点から、面マスクとマウスガードは必ず着用をしての参加とする。

・団体の礼をした後に装着していないことが発覚した場合、補欠選手との交代は認められず、棄権となる。